

計量法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成十三年九月五日政令第二百七十九号）

内閣は、計量法の一部を定める法律（平成十三年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十四年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年一月一日とする。